

生産性向上特別措置法に係る固定資産税の特例について

概要

中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等について、固定資産税の課税標準が3年間0になる特例を受けることができます。

要件

- 対象者**
- ① 資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ② 資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
 - ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

- 対象資産（すべてを満たすもの）**
- ① 先端設備等導入計画が津市に認定された日から2021年3月31日までに取得されたもの
 - ② 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
 - ③ 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売期間であり、1台または1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの

資産の区分	販売開始時期	取得価額
機械及び装置	10年以内	160万円
測定工具及び検査工具	5年以内	30万円
器具及び備品	6年以内	30万円
建物附属設備（償却資産）	14年以内	60万円

（注） 計画に記載された資産であっても、上記の要件を満たしていないものは対象外となります。

特例適用の申請方法

償却資産申告の際に、次の書類を添付してください。

- ① 先端設備等導入計画申請書の写し（※）
- ② 先端設備等導入計画認定書の写し
- ③ 工業会等の仕様等証明書の写し

所有権移転外リースの場合、
④ リース契約書の写し
⑤ 固定資産税軽減計算書の写し
も必要です。

- ※ 特例を適用するためには、計画に記載された資産が工業会等の仕様等証明書に記載された資産と同一のものであることが確認できる資料が必要です。
計画書に「証明書等の文書番号」が記載されていない場合、「先端設備等に係る誓約書」及びその別紙を 経営支援課に提出し、受付印が押されたものの写しを上記書類と併せて提出してください。
同一資産であることの確認ができない場合、特例を適用しかねる場合があります。

注意点

資産の取得価額には、**購入代価・引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・関税その他購入に要した費用や、当該資産を事業の用に供するために直接必要となった費用の額を含みます。**
先端設備等導入計画の先端設備等の金額欄には、これらを加算した額を記載してください。

工業会等の仕様等証明書は、平成30年度の中小企業等経営強化法に係る特例適用の際に使用したものと様式が異なりますのでご注意ください（生産性向上特別措置法に対応した様式ではありません）。現在は中小企業等経営強化法・生産性向上特別措置法の両方に対応する様式となっています。

◆◆・お問い合わせ先

▼ 固定資産税について ▼

津市政策財務部 資産税課（津市役所本庁舎2階） TEL：059-229-3132

▼ 先端設備等導入計画の認定について ▼

津市商工観光部 経営支援課（あかつピア1階） TEL：059-236-3355